

第5章 文化財の保存・活用の方針

1. 基本理念

本計画の根幹をなす歴史文化基本構想の策定や本計画の作成作業により、本市には豊かな歴史文化を背景に、多種多様な文化財が所在していることを再認識しました。多くの市民の皆さんが各地域の文化財を大切に、次の世代に伝えていきたいという強い思いを持っています。

そこで本計画では、八王子の歴史文化を次の100年につないでいくため、歴史文化基本構想の基本理念を継承し、次のとおり設定します。

わたしたちが守り育てる みんなのふるさと八王子

～ 「知と技」を伝える歴史文化を未来へ ～

先人たちの努力と工夫の賜物として受け継がれてきた「知と技」は、
わたしたちのふるさと八王子の歴史文化を築き、
わたしたちの宝となっています。

縁あって八王子に暮らすわたしたち一人ひとりが地域の宝を知り、守り、
未来へとつないでいくことで、ふるさと八王子の未来が創られます。

八王子市文化財保存活用地域計画は、
わたしたちが未来に向かって歩むための「道しるべ」。

豊かな自然と歴史文化に恵まれたふるさと八王子が、
みんなの誇りと愛着で守り育てられていくように。

「八王子が大好き!」という子どもたちの声が響きつづける、
“みんなのふるさと八王子”になるように。

2. 文化財の保存・活用の現状

基本理念に基づいた文化財の保存・活用の取組をわたしたちがそれぞれの立場で行うにあたり、「文化財保護行政」「文化財関連施設等」「所有者・継承者」「市民活動団体等」の4つの立場から、文化財の保存・活用の現状をそれぞれ振り返ります。

(1) 文化財保護行政による保存・活用の現状

ア 文化財の把握

「第2章 3. 文化財の把握」で述べたとおり、本市では、これまで市内の文化財に関連した様々な調査が実施されてきました。

しかし、調査時期が古い調査や、必ずしも全市網羅的な調査となっていないことなどから、全体的に調査不足となっています。

こうした調査状況を踏まえ、今後は調査が不足している建造物・民俗文化財などについて悉皆調査を実施し、さらなる把握と現状確認を行っていく必要があります。

イ 文化財保護

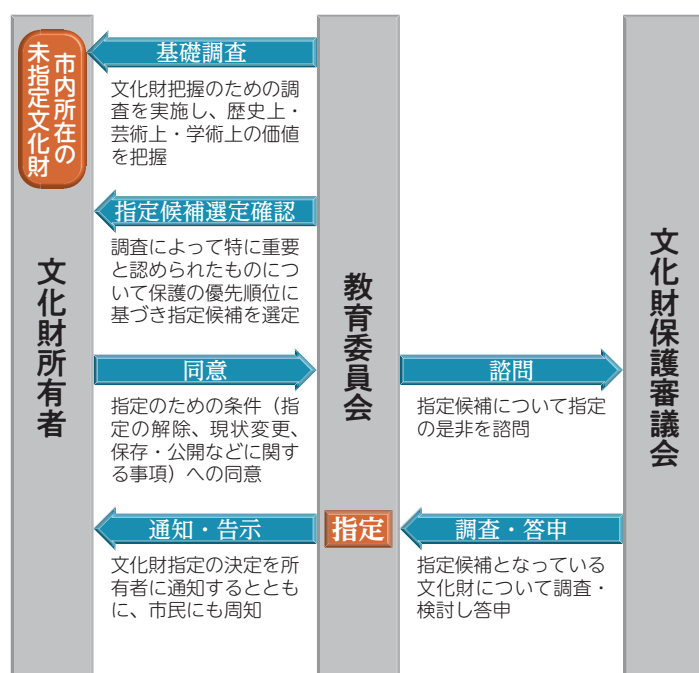
(ア) 指定等文化財

本市ではこれまで、市内に存在する文化財の調査・研究を実施し、特に重要なものについては、滅失やき損などを防ぐために国・都・市による指定等を行い、保存・活用に努めてきました。

現在、市内には262件の指定文化財と2件の選定保存技術があります。指定等文化財は、適切な環境・状態で保存し次代に継承するために、管理・修理に関する指導や文化財の現状変更への規制など、一定の管理の下で保護が行われます。

本市の文化財指定については、図のように基礎調査等を経て市教育委員会が指定します。指定候補の選定においては、文化財としての重要性はもとより、保護環境や継承に対する状況なども検討した上で指定しています。

指定等文化財に対する保存・活用事業として、令和元年度（2019年度）には「八王子城跡まつり」を開催したほか、指定文化財に対



本市の文化財指定の流れ

する補助金の交付などを行いました。また、例年実施している八王子城跡での「子ども手作り甲冑教室」をはじめ、「八王子車人形と民俗芸能の公演」、八王子車人形（国無形民俗文化財）と説経浄瑠璃（都無形文化財）を体験する伝統芸能体験・発表講座、木遣・獅子舞（市無形民俗文化財）などの民俗芸能講座など、市民参加型の事業を実施しました。

一方で、文化財を保存・活用していく上で、国の文化財登録制度の活用が十分に行われていない状況があります。

指定文化財については、個人が所蔵する文化財は保存の必要はあるものの、私有財産という側面から公開・活用に適さない場合や定期的な現状確認が困難な場合があります。個別に現状の把握と情報の整理を実施し、今後の対策を検討する必要があります。国指定史跡の八王子城跡については、「八王子城跡保存整備基本構想・基本計画」に基づき、着実に事業実施していくことが必要です。また、滝山城跡は、管理者である東京都との連携により文化財としての整備を行う必要があります。

（イ）埋蔵文化財

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財のことで、いわゆる「遺跡」と呼ばれているものです。本市は近代以降、多摩地域最大の都市として住宅開発や工業団地の造成、道路建設などの土地開発が盛んに行われましたが、その際に多くの遺跡が発見され、発掘調査が行われてきました。特に、本市の東部に広がる国内最大規模のニュータウン「多摩ニュータウン」エリアでは、大規模な開発を契機に遺跡調査が行われました。市内には令和3年（2021年）11月1日現在、1,036か所の遺跡があり、その数は都内最多です。

発掘調査により出土した石器や土器などは、国や都、市などが管理・保管しています。遺跡や出土品のうち、特に重要なものは文化財として指定され、遺跡は「八王子城跡」や「滝山城跡」などのように史跡の一部を公開して保存・活用するものや、「櫛田遺跡公園」などのように埋め戻して公園として整備することで保存・活用するものなどがあります。出土品は、考古資料として郷土資料館などで保管・展示しています。

令和2年度（2020年度）に実施した、「周知の埋蔵文化財包蔵地」での工事等に伴う立会件数は、合計147件（うち公共事業9件）でした。また、確認調査は13件実施し、調査の総日数は17日、総面積は310平方メートルでした。確認調査のうち5件で遺構や遺物が確認されました。

埋蔵文化財及び出土品については、本市の遺跡分布の状況に鑑み、調査体制の充実や出土品の保管・復元等に関する適切な体制整備を行う必要があります。

(ウ)未指定文化財

文化財については、指定候補の選定に伴う調査・研究、市史編さん事業など、これまで行われてきた文化財関連事業により様々な文化財を把握し、記録として残しています。それらのうち、特に重要な文化財については、指定して保護の措置をとりますが、指定を行わないものも文化財としての価値を有しています。

寺社や地域の祭礼、祭囃子、伝統芸能、土地に根付く石碑などは、地域振興や観光、産業振興、福祉、教育、景観や環境保護など様々な場面で活用され、地域などが中心となり大切に守り伝えられています。また、未指定の文化財の中には、貴重な歴史資料として郷土資料館などに寄贈されているものもあります。

調査・研究の成果を観光やまちづくりなど、他の分野に広く活用するために、他所管や地域・企業、他自治体と連携した取組を実施する体制づくりが必要です。

また、本計画第4章では、本市の地域に根ざした歴史文化の特徴を関連づけて文化財を未指定のものも含めて、周辺環境と一体的に捉えた関連文化財群「はちおうじ物語」を設定しました。関連文化財群のストーリーが、本市の歴史文化を「知り、学び、活かし、つなげる」ためのきっかけとなるように、小・中学校での教育や生涯学習、観光やまちづくりなどさまざまな場面で周知し、活用していく必要があります。

ウ 講座・講演・体験型事業

本市では例年、講座・公演の開催や各種体験プログラム等を実施し、多くの方々に文化財を知ってもらう機会を設けています。「文化財見て歩き」は、市内の文化財について毎回地域やテーマを定め、文化財課職員が解説をしながら歩いて見て学ぶことができるイベントです。

また、郷土資料館では、特別展・企画展と連動した講座の開催や、歴史文化体験イベント（まゆ人形づくり、火おこし体験と縄文土器づくり、八王子かるたとお正月遊び）などを実施しています。

令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「密室」空間での「密集」及び「密接」した会話や発声（3つの「密」）を避けることが求められました。そのため、文化財課が例年実施している、集客を伴うイベントは実施しませんでした。八王子車人形や説経節などの伝統芸能では、保持・継承の観点から無観客での発表講座の上演や、インターネットを活用した講座のオンライン配信など、新たな視点での取組も見られました。

歴史文化に関する講座・講演や体験型事業は、市民が文化財を知る機会となっていますが、文化財関連施設の中核となる郷土資料館では、特に人気の高い事業など

主な実施事業（令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染拡大防止のため文化財課主催事業の実施なし）

名称		概要
文化財見て歩き		【概要】平成14年度（2002年度）から継続して実施 【内容】各回30人前後が参加／文化財課職員による市内文化財を巡るコース設定及び案内・資料作成
八王子車人形と民俗芸能の公演		【概要】平成15年度（2003年度）から継続して実施 【内容】「八王子車人形」「説経浄瑠璃」「木遣」「獅子舞」などの公演（八王子指定文化財芸能団体協議会）
伝統文化ふれあい事業		【概要】平成20年度（2008年度）から継続して実施 【内容】説経節体験と発表講座（伝統文化ふれあい事業実行委員会）／民俗芸能講座（同） ※令和2年度（2020年度）は八王子車人形体験・発表講座の無観客上演、説経節体験・発表講座の動画配信などを実施
講座・体験学習	歴史講座	【内容】（令和元年度〈2019年度〉に実施したもの） 「戦国時代の大石氏と北条（大石）氏照」／「幻の八王子の鉄道映像」（4回）／「八王子空襲と戦時下の生活」（2回）／「歴史資料をひもとく」（2回）
	出前講座	【内容】（令和元年度〈2019年度〉に実施したもの） 「八王子の文化財」／「はるかなる八王子～八王子の歴史～」／「戦国時代の八王子」／「八王子織物の歴史」
	体験学習	【内容】（令和元年度〈2019年度〉に実施したもの） 「まが玉づくり」／「むかしの消防服を着てみよう！」／「八王子かるたとお正月あそび」
子ども手作り甲冑教室		【概要】親子で楽しめるイベントとして平成25年度（2013年度）から夏季に実施 【内容】NPO法人八王子城跡三ツ鱗会の指導のもと、2日間で甲冑を作り上げる

で市民の希望に十分対応できていない場合もあります。

また、地域ごとの歴史文化の関心を高め、歴史文化を身近に感じる機会を増やす取組として、地域の小・中学校や町会・自治会、地元ボランティアと連携した学習機会の充実を図っていくことが必要です。

さらに、市民の多様なニーズを把握するための調査を実施し、ニーズに即した様々な教育・普及活動を展開する必要があります。

（2）文化財関連施設等の現状

本市が管理する文化財関連施設には、「郷土資料館」「桑都日本遺産センター 八王子博物館」「八王子城跡ガイダンス施設」「絹の道資料館」があり、年間8～9万人が来館しています。令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染拡大による不要不急の外出自粛、施設の休館等が影響し、来場者は合計約7万人となっています。これらの施設では、文化財や歴史資料の展示・公開、遺跡の紹介などを行っており、地域住民が中心となったガイドボランティアによる解説も行われています。

そのほかにも歴史文化を体験できる施設として、史跡及び美術館やコニカミノルタサイエンスドーム、高尾599ミュージアム、高尾ビジターセンター、長池公園自然館、中世の城跡にゆかりのある公園などがあります。

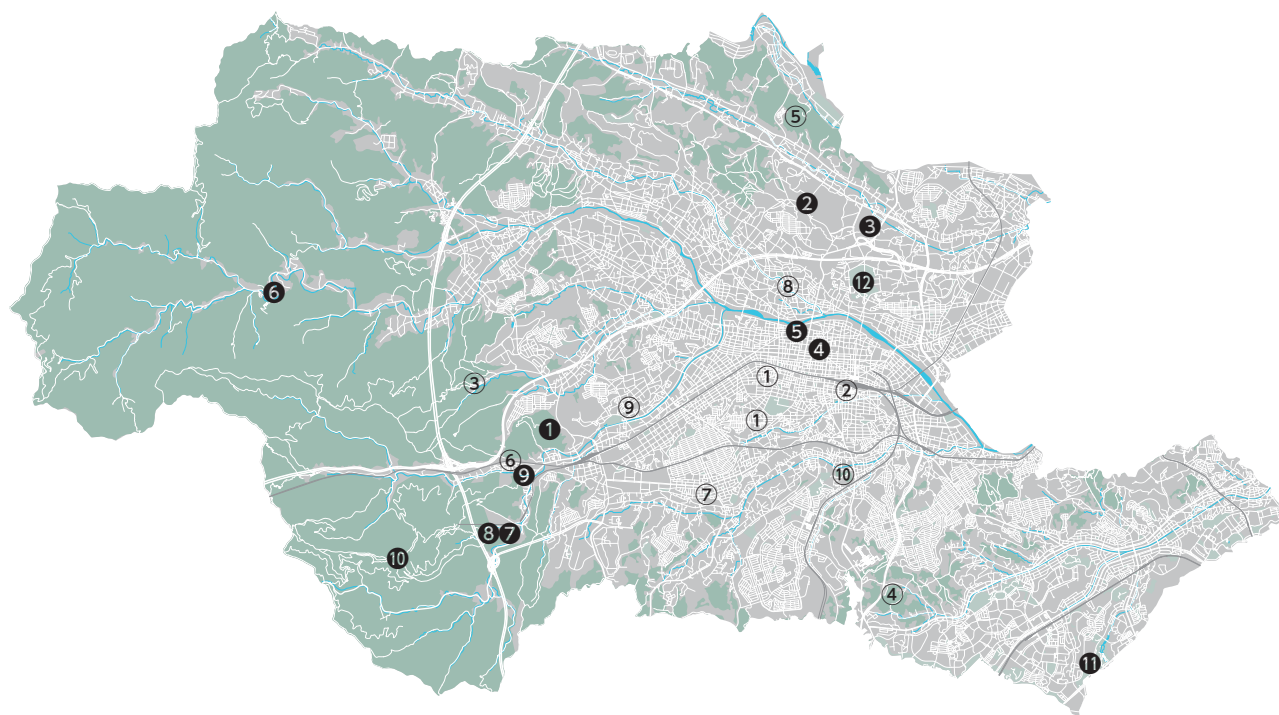
主な文化財関連施設等（令和3年〈2021年〉7月現在）

No.	名称	所在地
①	郷土資料館	上野町・散田町
②	桑都日本遺産センター 八王子博物館	子安町四丁目
③	八王子城跡及び八王子城跡ガイダンス施設	元八王子町ほか
④	絹の道及び絹の道資料館	鎌水
⑤	滝山城跡*	高月町ほか
⑥	小仏関跡	裏高尾町
⑦	櫛田遺跡公園	櫛田町
⑧	中田遺跡公園	中野山王三丁目
⑨	船田古墳遺跡公園*	長房町
⑩	片倉城跡公園	片倉町

*は国・都、**は民間による管理・運営、その他は市

美術館及び自然体験施設等

No.	名称	所在地
①	多摩森林科学園*	廿里町
②	東京富士美術館**	谷野町
③	村内美術館**	左入町
④	夢美術館	八日町
⑤	コニカミルタサイエンスドーム(こども科学館)	大横町
⑥	タヤけ小やけふれあいの里	上恩方町
⑦	高尾 599 ミュージアム	高尾町
⑧	高尾森林ふれあい推進センター*	高尾町
⑨	高尾駒木野庭園	裏高尾町
⑩	高尾ビジターセンター*	高尾町
⑪	長池公園自然館(長池ネイチャーセンター)	別所二丁目
⑫	都立小宮公園*	大谷町



主な文化財関連施設、美術館及び自然体験施設等の位置

ア 郷土資料館（桑都日本遺産センター 八王子博物館）

郷土資料館は、博物館法上の登録博物館であり、郷土資料の収集・保管、調査・研究、展示及び教育・普及を行っています。

収集・保管については、収集（購入・寄贈・寄託等）した資料のほか、市制100周年記念事業として実施した市史編さん事業での収集資料を引き継いでおり、これらの資料を整理・保存し、上野町の郷土資料館のほか、埋蔵文化財整理室（教育センター併設）及び旧稲荷山小学校で保管しています。

調査・研究については、市史編さん事業を含め、これまでに収集・保管した資料を、研究に活用しています。その成果として、研究紀要や特別展の展示図録を発行しています。また、他の団体と連携し、地域の歴史・文化について共同研究を実施

*** 登録博物館**
都道府県教育委員会等に登録又は指定された、博物館法に定義されている事業を行う施設。館長や学芸員を置き、年間150日以上の開館といった設置要件がある。

しています。

展示については、令和3年(2021年)3月まで上野町の郷土資料館で、常設展示として古代から近代までの八王子の歴史を多彩な資料で紹介していたほか、特別展と企画展を年2回程度それぞれ実施していました。令和3年(2021年)6月からは、日本遺産や新郷土資料館に関する情報発信のため、JR八王子駅南口直結のサザンスカイタワー八王子に「桑都日本遺産センター 八王子博物館」(愛称: はちはく)(以下、「はちはく」という。)を開設し、展示機能を仮移転しました。はちはくでは、令和2年(2020年)6月に認定された日本遺産ストーリーの構成文化財を軸に、プロジェクションマッピングや八王子城跡・滝山城跡の投影模型などの最新技術を使い、イラストや映像を交えて、本市の歴史と文化を紹介する展示を行っています。令和3年度(2021年度)は、23名のガイドボランティアが展示の案内などの活動を行っています。

教育・普及については、郷土の歴史・民俗・芸能に関する各種体験学習や歴史講座を開催しています。

令和2年度(2020年度)の入館者数は、約2万人と新型コロナウイルス感染症の影響で例年より減少しています。

本市の文化財関連施設の中心的施設である郷土資料館は、昭和42年(1967年)の開館から50年以上が経過しており、建物の老朽化が大きな問題となっています。特に館内の設備は、歴史資料の展示・閲覧を重視した開館当時のままの設計になっており、収蔵資料数の増大に伴う収蔵及び展示・体験スペースの不足や設備の陳腐化が深刻な状況にあります。仮展示場であるはちはくでは、防火・防災設備の問題などから実物資料の展示に制約があります。こうしたことから、重要文化財などの貴重な文化財を展示することが難しい状況です。

歴史資料の保存・管理の面では、施設・設備の老朽化による故障などが、歴史資料の損傷などにつながる恐れがあり、貴重な資料を適切に保管し、次世代へ確実に継承していくための対策を早急に講ずる必要があります。また、収蔵資料は時間とともに増加するため、収蔵庫はもとより展示室や資料閲覧等の教育・普及のためのスペースが不足しており、こうしたスペースの確保や適切な収蔵計画による運営も必要です。

調査・研究の面では、これまで実施してきた本市の歴史文化に関する調査・研究に加え、市史編さん事業での取組も継続的に行い、成果を積極的に公開することが必要です。さらに、展示・公開において、企画展や特別展などの例年的な事業に加え、幅広いニーズを捉えた取組を実施して、郷土の歴史文化をさらに魅力的に発信することが必要です。そのために、本市の特性を活かして大学や他の博物館などと

の連携による共同研究など、多角的な調査・研究活動を活性化する必要があります。

教育・普及の面では、施設のバリアフリー化や気軽に利用できる空間の創出、歴史資料のレファレンスや歴史文化に関する相談などがしやすい体制など、博物館として利用しやすい環境の整備が必要です。また、市内108の市立小・中学校をはじめとした初等中等教育機関との連携による団体利用の促進や出張講座の実施など、子どもたちへの郷土愛の醸成につながる取組をさらに充実させる必要があります。

イ 八王子城跡ガイダンス施設

八王子城跡ガイダンス施設は、八王子城の歴史や城主北条氏照の解説などを行う拠点施設として、平成24年（2012年）に開設しました。施設内は展示・解説スペースに、休憩・レクチャースペースを併設し、展示は子どもから大人まで楽しめるよう工夫しています。入館者数は、開設以降おおむね増加傾向にあり、令和2年度（2020年度）は約5万人が訪れています。これまで「子ども手作り甲冑教室」や八王子城と北条氏照にちなんだシンポジウムなどを開催しており、令和元年度（2019年度）に開催した「八王子城跡まつり」では、地域の住民や事務所、北条ゆかりの姉妹都市である小田原市・^{よりいまち}寄居町の協力の下、1日で4000人を超える人が八王子城跡を訪れました。

八王子城跡では、本市が主催する研修を受けたガイドボランティアが活動しており、北条氏照の活躍や戦国時代終えんの契機となった八王子城の攻防のエピソードを交えながら、発掘調査や出土品など八王子城跡の魅力を訪れた人に解説しています。令和3年度（2021年度）は27名が公式ガイドとして登録されています。

平成18年（2006年）に八王子城が「日本100名城」に選定された効果もあり、平成24年度（2012年度）の開設以来、来館者数は年間4～5万人台で推移しています。八王子城跡は、史跡が広範に及び自然環境も豊かであることから、史跡に加えて自然を求める来訪者などの多様なニーズにも応えていくことで、さらなる来館者数の増加につなげていくことが必要です。

ウ 絹の道資料館

絹の道資料館は、市史跡「絹の道」の中心的な施設として、平成2年（1990年）、生糸商人の八木下要右衛門屋敷跡に開館しました。施設内では、絹の道と生糸商人、養蚕・製糸に関する資料を、初めて訪れる人にもわかりやすい内容で展示しています。また、「絹の道」散策後の休憩スペースも併設しています。開館10周年記念として企画展（「下駄と天狗と羽団扇—鍵水道了堂の歴史—」）を実施したほか、開館20年を迎えた平成22年度（2010年度）には展示替えを行いました。新型コロナウ

イルスによる影響がない平成 30 年度（2018 年度）までの入館者数は年間 7000 ～ 8000 人と、おおむね横ばいで推移しています。団体の見学件数は、年により増減があるものの、平成 21 年度（2009 年度）以降は堅調に推移しています。

絹の道資料館のガイドボランティアは、郷土資料館のガイドボランティアが兼務して展示資料の解説などを行っており、令和 3 年度（2021 年度）は 4 名が登録されています。

開館から令和 2 年（2020 年）で 30 年を迎え、短期的には入館者数が横ばいとなっているものの、長期的には減少傾向にあります。

「絹の道」に関する歴史文化の情報発信拠点として、八王子織物工業組合や絹産業関連事業者との連携を行うなど、養蚕や絹を活用した取組を充実させる必要があります。

また、郷土資料館で実施している織物関連の体験講座などを出張開催するなど、誘客のための取組を検討する必要があります。

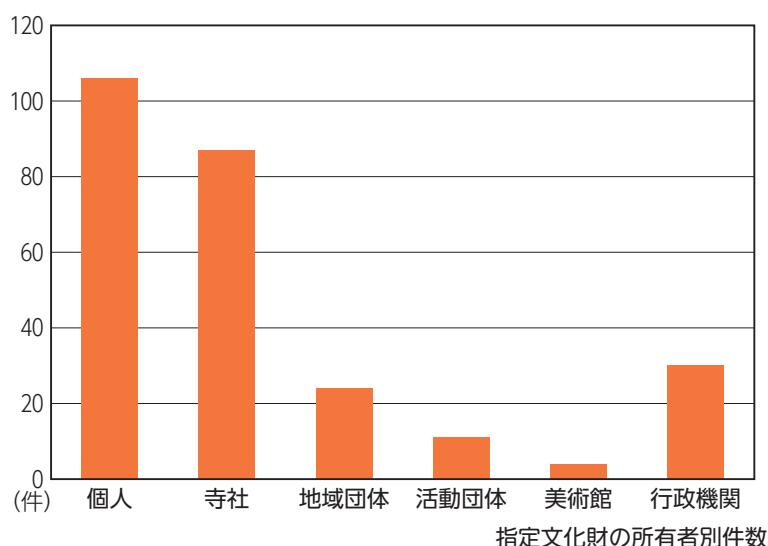
(3) 所有者・継承者による保存・活用の現状

有形文化財についてはその所有者が、無形文化財についてはその伝統技術・伝統芸能の継承者が、文化財を守り引き継いでいます。所有者による有形文化財の保存・管理が困難になった場合には、管理を寄託することによって国や都、市など行政が保存・管理を行う場合もあります。

指定文化財 262 件について所有者別にみると、個人所有が 35 パーセントで、市への寄託資料も含めると 40 パーセントを占めます。町会や保存会・氏子会・活動団体といった地域団体の所有が合わせて 13 パーセントで、個人や地域が所有・管理しているものが全体の半数を超えています。個人や地域の団体だけで文化財の保存・管理を行うのは難しい場合もあり、所有者・管理者の負担を軽減できるよう、市が連携を図っていくことが必要です。

伝統芸能等の継承に当たっては、少子高齢化や核家族化などによって担い手、後継者が減少しているという状況も見られます。そのため、これまで参加・継承に設けていた年齢等の制限を緩和するなど柔軟に対応することで担い手を確保している事例もあります。

本市の貴重な文化財を次世代へ継承していくためには、市民が主体的に関わり



を持ち、保存・活用に取り組んでいくとともに担い手を育成していくことが大切です。

しかし、社会構造の変化や価値観の多様化により、後継者不足などが原因で文化財の継承が困難となることがあります。そのため、記録保存など二次的な対策も行っていく必要があります。

また、近年、地震・大雨等の大きな自然災害や、火災・盗難等の人為災害による文化財への被害が全国的な問題となっています。本市においても「東日本大震災」では仏像などの文化財が倒れるなどの被害が、「令和元年東日本台風」では史跡で土砂崩れなどの被害が発生しました。こうした災害のほか、盗難や所有者が亡くなるなど不慮の事態、文化財の価値に対する認識不足や経済的負担などにより、文化財が損耗、散逸、消失する恐れも懸念されることから、所有者・継承者に対して文化財保護の意義をはじめとする様々な情報提供や防災・防犯の取組への支援を行っていく必要があります。

(4) 市民活動団体等による保存・活用の現状

本市には、積極的に文化財の保存・活用に関わる NPO 法人や市民活動団体が数多く存在し、その活動は、歴史・文化・伝統芸能をはじめ、民俗（風習・祭礼）や景観・自然環境など、様々な分野に及びます。

国史跡の八王子城跡や滝山城跡では、NPO 法人が主体的に活動し、各種イベントや探訪ツアー、講座・講演の開催などの普及活動に加え、城跡の環境維持活動も行っています。

自然分野の活動団体も多く、加住地区や恩方地区、由木地区などの里山の景観や高尾山の文化財を活用しながら自然環境の保護に取り組む団体のほか、そうした活動を通して地域の活性化に貢献している団体もあります。

また、町会・自治会による地域史の作成や地域の年中行事である「どんど焼き」の継承や復活、住民協議会による地区の歴史散策イベントの実施など、地域の自治組織でも文化財の保存・活用のための活動を行っており、地域の歴史文化を地域の活性化につなげる市民主体の動きも見られます。

こうした団体は、それぞれの活動目的は異なりますが、主体的な活動を展開しており、本市の文化財の保存・活用のための大きな役割を担っています。

NPO 法人や市民活動団体の活動には、史跡等の文化財に依拠し、その保護を主目的としたものが一部にあるものの、地域振興や観光振興、生涯学習などといった、文化財の保護を主目的としないものが圧倒的に多いと考えられます。そのため、文化財行政を担当する所管が、文化財の保存・活用に関わる市民活動団体等やその活

動状況を把握することは難しい状況にあります。

文化財の保存・活用を効果的に実施していくためには、市民活動団体等が活動を通して保有している文化財に関する情報を、市民活動団体等と行政が共有し、相互に連携を取りながら活動を行う体制を構築する必要があります。このような連携を強化するためには、文化財の保存・活用に関わる市民活動団体等の活動状況を、行政間の連携により把握し、市民活動団体等が必要とする情報の開示などの適切な支援を行う仕組みが必要です。

また、大学等と連携した文化財の保存・活用に関する取組の推進が必要です。

3. 文化財の保存・活用の課題

ふるさと八王子の歴史文化を守り育てるためには、歴史文化の核となる文化財を適切に保存し、かつ活用することが求められます。そのための課題を、大きく保存の視点から「把握」「保存・管理」「担い手の育成・支援」に、活用の視点から「普及・啓発・活用」「まちづくりへの活用」に分けて、表のとおり整理しました。

課題		
大区分	小区分	詳細
1 把握に関する課題	ア 文化財の把握に関する取組	文化財の周辺環境も含めた調査・研究が必要
		建造物や民俗など、調査が不足している文化財について計画的な調査・研究が必要
		文化財を維持・継承していくために欠くことのできない技術について調査が必要
	イ 調査・研究のための体制整備	継続的な調査・研究を行うための調査体制の充実が必要
		大学や他博物館などとの共同研究といった、多角的な調査・研究活動の活性化が必要
		文化財に関心のある市民が文化財の調査などに参加できる仕組みづくりが必要
2 保存・管理の状況に関する課題	ウ 調査・研究成果のアーカイブ化に関する取組	これまでの調査・研究成果を整理し、市民に公開できる環境の整備が必要
		資料や情報のデジタル化の推進と情報共有の仕組みが必要
	ア 指定等文化財の計画的な保存・管理	重要な文化財を指定すると共に、所有者等と連携した保存・管理を図ることが必要
		国史跡八王子城跡について、整備計画に基づいた着実な事業実施が必要
	イ 個々の文化財の状況に応じた保存活用計画の策定	個々の文化財の状況に応じた文化財保存活用計画の作成促進が必要
		将来を見据えた計画的な保存・活用の取組が必要
	ウ 地域における保存・管理の取組	有形文化財の維持・管理や、無形文化財の継承の場の提供など、地域における文化財の保存・継承の取組が必要
		地域住民の意識を高め、連携を図りながら、地域における文化財の保存・管理を推進することが必要
	エ 防災・防犯のための取組	災害等に備えるための個々の文化財における防災対策を充実させることが必要
		文化財の所有者・継承者に対する文化財保護の啓発や方策の情報提供などが必要
		管理体制の充実や情報の共有など防犯対策を強化するための取組が必要
3 担い手に関する課題	ア 文化財所有者との連携に関する取組	所有者・管理者と連携し、文化財の保存・管理を図ることが必要
		所有者・管理者・継承者の文化財の維持管理に要する負担の軽減が必要
	イ 伝統技術・伝統芸能の継承支援	伝統芸能や伝統技術などの担い手・後継者の育成のための取組が必要
		記録保存などの二次的な対策の実施が必要

課題		
大区分	小区分	詳細
4 文化財の普及・啓発・活用に関する課題	ア 文化財の多面的な活用	文化財関連施設における展示・公開の充実やインターネット等を活用し、文化財の魅力を発信していくことが必要
		歴史文化を活用した都市間交流の推進が必要
		文化財を教育や健康づくりなど様々な分野で活用する取組が必要
	イ 文化財の価値や魅力を活かした展示・公開	所有者・管理者・継承者と連携した文化財の公開が必要
		史跡や埋蔵文化財の魅力発信のために発掘調査現場の公開などの取組が必要
		誰もがわかりやすく利用しやすい見学環境等の整備が必要
	ウ 文化財関連施設の設備の拡充	歴史文化を活かしたまちづくりの拠点としての文化財関連施設の整備が必要
	エ ニーズに即した情報発信とレファレンス機能の向上	幅広い世代に歴史文化の魅力を伝えるためのニーズに即した情報発信が必要
		歴史文化に関するレファレンス機能の充実が必要
	オ 学校教育における学習機会の拡充	子どもたちが学校教育の場において歴史文化について学べる機会の拡充が必要
		歴史文化に関する教材の提供や出張講座の実施など、郷土愛の醸成につながる取組の充実が必要
		教育機関等と連携した文化財関連施設における子どもの利用促進が必要
	カ 地域の歴史文化の学習機会の拡充	地域と連携した学習機会の充実が必要
		地域で行われる年中行事や伝統芸能を参加・鑑賞できる機会の拡充が必要
キ 文化財の保存・活用制度の検討	国の登録制度の活用や地方登録制度の設定など公的保護制度の活用に向けた取組が必要	
ク 関連文化財群「はちおうじ物語」の活用	関連文化財群の様々な場面での周知と活用が必要	
	郷土資料館における関連文化財群を活用した歴史文化の魅力を発信が必要	
5 まちづくりへの活用に関する課題	ア 市民や地域団体等との連携	市民等が主体的に関わる保存・活用の取組への支援が必要
		市民活動団体等が活動する上で必要とする、歴史文化を含む情報の開示等、適切な支援体制の構築が必要
		市民が文化財に関する情報や知識を手軽に入手し、様々な場面で活躍できる場の提供が必要
	イ 学生・大学等との連携	学生が文化財の保存・活用の取組に参加する機会の提供が必要
		大学等と連携した文化財の保存・活用の取組が必要
	ウ 民間事業者等との連携	民間事業者や NPO 法人等と連携した保存・活用の取組が必要
		行政にないノウハウを活かした歴史文化の魅力発信が必要
	エ 歴史文化を活かした魅力づくり	文化財相互のつながりを捉えたわかりやすい魅力の発信が必要
地域の特色や幅広いニーズを捉えた保存・活用の取組が必要		

4. 基本目標・基本方針

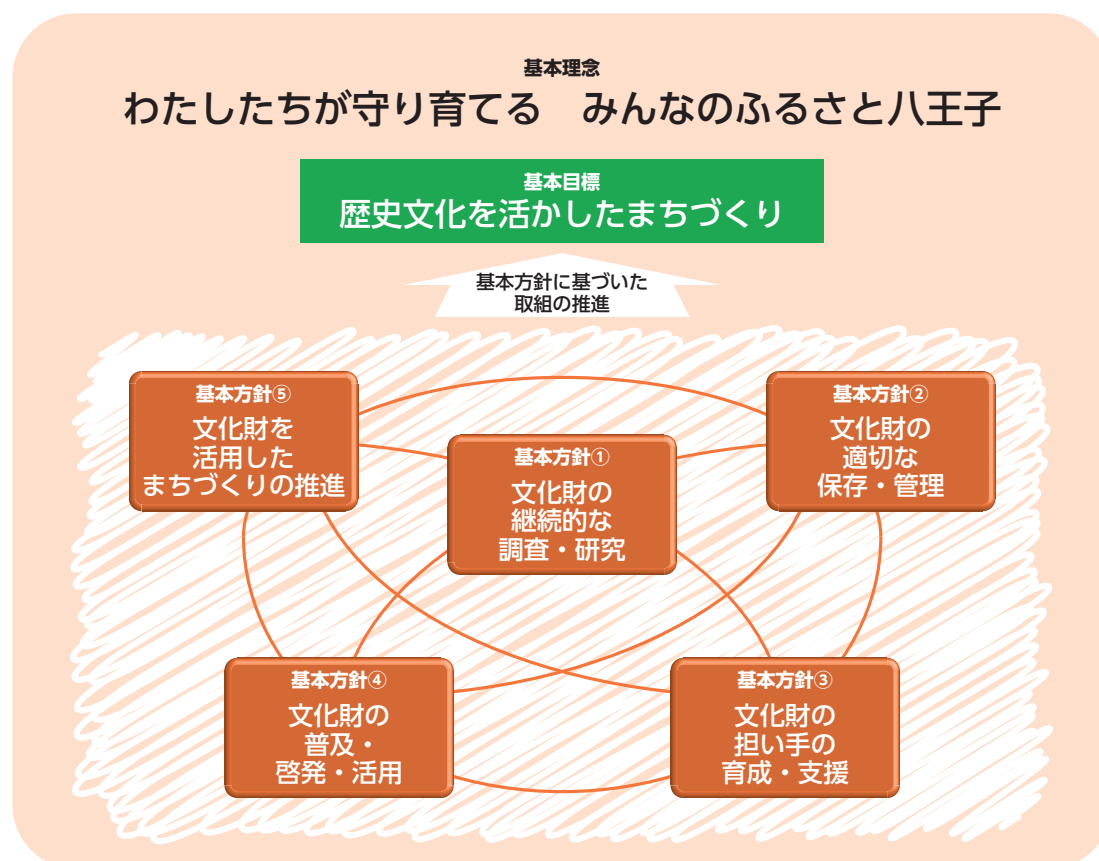
「3. 文化財の保存・活用の課題」を踏まえて、文化財の保存・活用の具体的な取組の方向性として、5つの基本方針を定めます。

また、基本理念を実現するため、方針に基づいた文化財の保存・活用の取組の基本目標を「歴史文化を活かしたまちづくり」とします。文化財の保存と活用は、それぞれが共に重要です。保存と活用の均衡がとれた取組の実施により、歴史文化が次世代に継承され、八王子のまちが発展している姿を、「歴史文化を活かしたまちづくり」が実現した姿とします。

課題

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 1. 把握に関する課題 | ①文化財の継続的な調査・研究 |
| 2. 保存・管理の状況に関する課題 | ②文化財の適切な保存・管理 |
| 3. 担い手に関する課題 | ③文化財の担い手の育成・支援 |
| 4. 普及・啓発・活用に関する課題 | ④文化財の普及・啓発・活用 |
| 5. まちづくりへの活用に関する課題 | ⑤文化財を活用したまちづくりの推進 |

基本方針



基本理念・基本目標・基本方針の関係

(1) 基本方針① 文化財の継続的な調査・研究

ア 調査・研究の推進

指定・未指定に関わらず、本市の文化財について、周辺環境も含めて適切に把握するための調査を継続的に実施し、歴史学、考古学、民俗学、美術史学、建築学などの観点から研究することにより、文化財の新たな価値を創出していきます。とりわけ近現代の建造物や民俗などの未指定の文化財については、調査が行き届かないことによってその価値が十分に認識されないまま失われていく可能性もあることから、計画的に調査・研究していくことが必要です。

また、文化財を維持・継承していくために欠くことのできない技術についても併せて調査していきます。なお、調査・研究のための歴史資料については、適切に収集・保管していきます。

イ 調査・研究に関わる体制の構築

本市の貴重な歴史文化について、行政が継続的な調査・研究を行い、次世代へ確実に継承するため、郷土資料館をはじめとした文化財関連所管に専門性の高い学芸員を配置し継続的な育成を図っていきます。さらに外部の専門機関や大学、研究者等との連携により、幅広い調査・研究を進めるための体制を整えていきます。

また、価値づけが十分でない未指定の文化財を的確に把握するために、文化財保護に関心のある地域の人材を「文化財市民ボランティア」（仮称）として養成することを検討するなど、市民参加の仕組みづくりに取り組んでいきます。



八王子城みらいシンポジウム

ウ 調査・研究成果のアーカイブ機能の充実

これまで郷土資料館や市史編さん事業で行ってきた、様々な資料収集や調査・研究の成果を広く市民に公開し、今後の調査・研究や学校教育、生涯学習などの分野での活用を図っていきます。

また、多言語化などのユニバーサルデザインに対応した資料や情報のデジタル化を図りながら、図書館などの公共施設において、研究内容の相互共有やアーカイブ機能を充実していきます。

(2) 基本方針② 文化財の適切な保存・管理

ア 指定等文化財の保存・管理の推進

本市の貴重な文化財を適切に保存し、着実に次代へ継承していくために、本市にとって重要な文化財については、引き続き指定を行っていきます。また、これまでに指定した文化財についても、所有者や保存管理団体と連携を図り、適切な保存・管理に努めていきます。

国指定史跡である八王子城跡については、「八王子城跡保存整備基本構想・基本計画（平成30年〈2018年〉2月策定）」に基づき、計画的に保存・整備・活用を図っていきます。また、国の重要無形民俗文化財である八王子車人形を発展的に調査・研究するために調査事業を継続していきます。

さらに、調査・研究により、滅失やき損等の危機にあり、速やかな保護措置が必要と判明した文化財については、国の定める登録文化財の仕組みも活用し、保存・活用を図っていきます。



八王子車人形の調査

イ 保存活用計画の策定の推進

本市における特に重要な文化財については、個々の文化財の状況に応じて、その保存・活用の具体的な方策や取組の内容を位置づけた保存活用計画を策定していきます。

この計画において、個々の文化財の保存状態や管理状況等の現状、防災・防犯、活用に関する事項、保存・活用を図るために必要な事業等の実施計画を示して計画的に取り組んでいきます。

ウ 地域における保存・管理の推進

市が全ての文化財を個別に保存・活用していくことは困難ですが、有形文化財については、所有者・管理者が日常的な維持・管理を行うことのできる仕組みを整えることや、無形文化財については、技術の研さんや伝承、発表の機会を設けるなど、保存・継承するための取組を行っていきます。

また、石碑や石仏といった石造物など所有者が不明な未指定の文化財も少なくありません。これらの文化財を維持・管理していくためには、その地域に暮らす市民の支えが不可欠であり、地域の大切な財産であるという意識を高めていくとともに、

市民や保存団体等と連携を図りながら、地域における文化財の保存・管理を推進していきます。

エ 文化財の防災・防犯対策の強化

火災や地震及び風水害などの災害による文化財の破損や損失に備え、あらかじめ個々の文化財の防災対策を徹底することにより、被害を生じさせないこと、あるいは最小限に抑えることができるように努めていきます。

そのためには、本市で過去発生した災害の状況を把握し、所有者（管理者）へのハザードマップなどの防災情報の周知徹底や所有者（管理者）による防火・防災設備の設置、耐震補強及び防火・防災訓練の定期的な実施などへの支援を行っていきます。

また、文化財の盗難などによる損失を防ぐために、防犯設備の整備や管理体制の充実など、防犯対策を強化していきます。

さらに、個人情報に留意した上で消防・警察等と文化財の所在地や管理者などの情報を共有するための「文化財リスト」を作成していきます。

これらの対策は、文化庁の「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」などを参考に進めていきます。

(3) 基本方針③ 文化財の担い手の育成・支援

ア 文化財所有者との連携の推進

文化財の損耗、散逸、消失を未然に防ぐため、市において継続的に指定文化財の状況を把握し、適切な助言や専門的な指導、情報提供を所有者・管理者に行うとともに、引き続き、所有者・管理者と市との連携を図り、保存・管理を進めていきます。

また、所有者・管理者・継承者に対して、文化財継承の必要性を周知するとともに、必要な手続き等への助言を行い、所有者の維持・管理に要する負担を軽減するための支援を行っていきます。

イ 伝統技術・伝統芸能の継承支援の推進

無形文化財及び無形民俗文化財の伝統技術や風俗習慣、伝統芸能を次世代に伝えることができるよう、継承者の育成を行っていきます。継承者の高齢化により、伝



防火訓練（相即寺での訓練の様子）

統技術や伝統芸能の継承が途切れることのないよう、市内外を問わず広く情報を発信し、誰もが参加できる技術の習得の機会を設けていきます。

また、二次的な対策として、伝統技術・伝統芸能などの技法の手順や工程、製法、作法等に関わる詳細な調査を進め、刊行物やデジタルデータとして記録保存をするなど、本市の歴史文化を次代へ継承するための取組を支援していきます。



八王子車人形の体験学習の様子

(4) 基本方針④ 文化財の普及・啓発・活用

ア 文化財の多面的な活用の推進

本市の文化財について、インターネット等を活用した情報提供や魅力の発信、文化財関連施設における展示・公開の充実を図っていきます。

また、本市の歴史的なつながりから姉妹都市の盟約を結んでいる、日光市、^{とまこまいし}苦小牧市（千人同心ゆかりの地）及び小田原市、寄居町（北条氏ゆかりの地）との歴史文化を活用した都市間交流を推進していきます。

さらに、本市の文化財を教育や産業振興、文化芸術振興、健康づくりといった多分野において活用してい



ボランティアによる小学校での郷土学習

きます。例えば、本計画でまとめた八王子の歴史文化の特徴などを小・中学校の地域学習で活用することや、産業振興で取り組む MICE^{*1}の推進において、八王子の文化財を活用して、八王子らしさを演出するユニークベニュー^{*2}やエクスカーショ^{*3}ンを紹介していくことなどの取組を進めていきます。

イ 文化財の公開の推進

文化財の公開については、所有者・管理者・継承者と十分に調整し、文化財を着実に次代へ継承できるよう配慮しながら、引き続き推進していきます。

埋蔵文化財については、関係機関と連携を図り、八王子城跡などの史跡や遺跡における発掘調査や史跡の整備・復元、修復などを行う現場を適宜公開し、その魅力を発信していきます。

また、本市の文化財の価値を多くの人に知ってもらうため、多言語化をはじめとしたユニバーサルデザインを採用し、誰もがわかりやすく利用しやすい案内板・解説板の設置を進めていきます。

***1 MICE（マイス）**
多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

***2 ユニークベニュー**
会議やレセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる歴史的建造物や文化施設などの会場。

***3 エクスカーショ**
従来の見学会や説明会と異なり、参加者も現地で体験などを通して意見を交わし、地域などに理解を深めていく体験型の見学会。

ウ 文化財関連施設の機能整備の充実

文化財関連施設を歴史文化を活かしたまちづくりの拠点として位置づけるとともに、展示や体験学習、講座などの充実を図っていきます。特に、中心的施設となる郷土資料館については、平成31年（2019年）3月に「新郷土資料館基本構想・基本計画」を策定しており、「八王子駅南口集いの拠点整備基本計画」に基づき整備する「歴史・郷土ミュージアム」として八王子医療刑務所跡地に移転する計画です。

新郷土資料館では、課題の解決に向けて「八王子の歴史・文化の特色を探究する博物館」「八王子の歴史と伝統文化を広く継承し、郷土を学び愛着を育む博物館」「まちに開かれた新たな集い・交流・回遊の拠点となる博物館」「市民・地域とともに協創し、成長する博物館」の4つの目指す博物館像を基本方針として整備を進めていきます。さらに、国宝及び重要文化財の展示公開が可能な施設整備を行い、展示実績を重ね公開承認施設^{*}となることを目指していきます。

* 公開承認施設

博物館や美術館などで文化財（国宝・重要文化財など）の公開に適した施設として、あらかじめ文化庁長官の承認を受けた施設。

エ 情報発信及びレファレンス機能の充実

本市の歴史文化の魅力を広く伝えていくために、多言語化やユニバーサルデザインに対応するとともに、SNSなどの情報発信のツールを活用するなど、幅広い世代やそれぞれの目的に沿った情報を発信していきます。

また、本市の歴史文化に興味を持った人が、知りたい情報を簡単に入手できるよう、レファレンス機能の充実を図っていきます。

オ 学校教育における学習機会の拡充

学校教育における各教科や給食等の時間において、子どもたちが本市の歴史文化や、自然環境、産業等について、相互に関連づけながら学ぶことができる機会を拡充していきます。

また、子どもたちが実物資料に触れることができるよう、遺跡からの出土品などの歴史資料の小・中学校への貸与、「八王子かるた」や文化財の資料などの歴史文化に関する教材の提供及び教員への郷土史の研修の充実を図っていきます。

さらに、身近な学校周辺の地域の文化財を学習に活用するなど、次代を担う子どもたちの郷土への誇りと愛着を育てていきます。

郷土資料館、八王子城跡ガイダンス施設及び絹の道資料館については、引き続き、子どもたちが本市



新規採用教員研修（八王子城跡）

の歴史文化を学ぶことができる場として、施設の利用を推進していきます。

カ 地域における学習機会の拡充

幅広い世代の市民が本市の歴史文化や身近な地域について学ぶことは、郷土に対する愛着と理解を深め、学びによって市民同士がつながることになります。生涯学習センターや図書館等における講座の開催や「文化財見て歩き」などのイベントの充実により、地域における学習機会の拡充を進め、生涯学習活動や市民活動の活性化を図ります。

また、地域の祭りや年中行事などの伝統行事や獅子舞、八王子車人形などの伝統芸能への参加や鑑賞することができる機会を拡充していきます。

キ 文化財の保存・活用制度の検討

文化財保護法、東京都文化財保護条例及び八王子市文化財保護条例による文化財の指定・登録に至らないが、一定の価値を認める未指定の文化財について、効果的な保存・活用を行うための新たな仕組みを検討していきます。

ク 関連文化財群「はちおうじ物語」の活用の推進

関連文化財群について、「ふるさと八王子」への誇りや愛着の醸成、地域コミュニティの活性化、まちのにぎわいの創出につなげていくため、様々な場面で活用します。

郷土資料館において、資料収集や企画展示等に活用し、本市の歴史文化の魅力について積極的に情報発信していきます。

(5) 基本方針⑤ 文化財を活用したまちづくりの推進

ア 市民主体の活動への支援の推進

本市の文化財を総合的に保存・活用していくために、市民が主体となった保存・活用活動を支援していきます。

本市の文化財は、町会自治会や市民活動団体、ボランティア等によって、維持・管理されながら、保存・継承されているものも多くあります。このような状況から、文化財を次代へ継承していくことの重要性や活動事例を広く情報発信することにより、地域の文化財の普及・啓発を促進するとともに、地域の担い手を育



外国人の甲冑体験（高尾 599 ミュージアム）

成する活動を支援する取組を進めていきます。

また、「文化財市民ボランティア（仮称）」により、文化財のガイド、祭り・イベントなどの運営協力、歴史・民俗資料の整理や維持・管理など、様々な場面で多様な市民が活躍する場を創出することや、歴史文化に関心のある市民が気軽に立ち寄り、情報交換や知識、理解を深めることのできる交流の場や機会を設けていきます。



八王子城跡オフィシャルガイドボランティアの活動

イ 学生・大学等との連携の推進

本市には 21 の大学・短期大学・高等専門学校が立地し、約 10 万人の学生が学び、暮らしています。文化財を保存・活用していくために、学生の参画を促し、施策への提案を行う機会を設けていきます。

また、大学等が地域で取り組んでいる歴史文化に関する実践的な教育（フィールドワーク等）や本市の歴史文化を活かしたまちづくりに関する大学等と市が連携した取組などを推進していきます。

ウ 民間事業者等との連携の推進

本市の文化財の保存・活用を図ることを目的として、民間事業者や NPO 法人等と連携した取組を推進していきます。

また、民間事業者等による歴史文化の魅力発信に向けたイベントの企画・開催や広報等については行政にないノウハウが期待できることから、民間事業者等と市の連携体制を構築していきます。

エ 歴史文化を活かした魅力づくりの推進

本市の文化財を社会全体で総合的に保存・活用するためには、文化財を単体で捉えるだけでなく、文化財相互のつながりを捉えて、その魅力をわかりやすく発信していきます。

また、景観法に基づく景観形成の取組や、MICE の推進などの施策との連携により、文化財とその周辺環境を一体的に活用した「観光まちづくり」^{*}へとつなげ、地域の魅力を創造・発信して地域の活性化を図ることができるよう、文化財保存活用区域での地域と行政が協働で行う取組を推進するなど、効果的な施策を展開していきます。

*** 観光まちづくり**
地域が主体となり、自然、文化、歴史、産業など、地域のあらゆる資源を活かすことによって、交流を振興し、活力あふれるまちを実現するための活動。

